

## 6. 関係用語の解説

### (1) 用語の解説

非 行 少 年	刑法犯少年、特別法犯少年およびぐ犯少年の総称をいう。
刑 法 犯 少 年	刑法の各条に定める犯罪行為をした犯罪少年および触法少年（交通事故による業務上過失致死傷を除く）をいう。14歳未満の「触法少年」を含む。
犯 罪 少 年	14歳以上20歳未満で、罪を犯した少年をいう。
触 法 少 年	14歳未満で、刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
ぐ 犯 少 年	「保護者の正当な監督に服さない」「正当な理由がなく家庭によりつかない」などの理由があつて、その性格、環境から将来罪を犯すおそれのある少年をいう。
特別法犯少年	刑法以外の法令（道育成条例、覚取法、毒劇法など）の罰法令に違反する行為をした少年をいう。14歳未満の「触法少年」を含む。
要 保 護 少 年	保護者から虐待され、酷使され、または、放任されている少年、その他児童福祉のため保護の処置を必要と認められる少年をいう。
不良行為少年	街頭補導で最も多く補導の対象となる少年で、非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、けんか、薬物乱用、家出、不純異性交遊などの行為をし、指導を要する少年をいう。
福 祉 犯	少年の福祉を害する犯罪をいう。

### (2) 不良行為の種別・内容

飲 酒	<p>未成年者飲酒禁止法には、20歳未満の者は酒類を飲んではならないと定められています。</p> <p>この場合、酒類を飲んだ少年は補導の対象となり、飲んでいることを知っていながら注意をしない保護者や、飲ませた営業者等は処罰の対象となります。</p> <p>また、少年が自分で飲む目的で酒類を持っている場合も補導の対象となります。</p>
喫 煙	<p>未成年者喫煙禁止法には、20歳未満の者はタバコをすってはならないと定められています。この場合、タバコをすっていた少年は補導の対象となり、すっていることを知っていながら注意しない保護者や、すうことを知っていながら販売した営業者は処罰の対象となります。また、少年が自分でタバコを持っている場合も補導の対象となります。</p>
薬 物 乱 用	<p>正当に理由がなく、シンナー、催眠剤、鎮痛剤など、心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、または、乱用のため購入したり、携帯をする行為</p>

乱 暴	他人に対して著しく粗暴な言動、口論、ののしりあうなど、もしその場で注意しなければ、暴行、傷害などに発展するような行為
凶器携帯	正当な理由がなく、刃物、鉄棒、チェーン、ヌンチャクなど人の生命、または、身体を害するおそれのある物件を携帯している場合
たかり	正当な理由がなく、また、相手を恐れさせる手段を用いずに、貸借に名をかりて金品を要求したり、受けとる行為
金品持ち出し	保護者に無断で自宅から金品を持ち出し、これを処分する行為 ○パチンコ等遊興費に使う ○友人等に贈与する ○質屋に質入れする ○古物商等に売却する などのことがこれにあてはまりますが、これらの目的でまだ本人が使わないで持っている場合も含まれます。
婦女いたざら	婦女に対して正当な理由がないのにその身体にふれ、または、つきまとう等の性的な行為 ○通行中の婦女をひやかす ○見知らぬ婦女に声をかけて誘う ○興行場、催し物場などで婦女の身体にわざとふれる などのことをいいます。
暴走行為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすような行為をする者と行動を共にする行為
家出	正当な理由がないのに、保護者のもとから離れ、保護者の監督に服さず、または、家庭に寄りつかない行為
無断外泊	正当な理由がないのに、保護者に無断で外泊する行為
深夜徘徊	正当な理由がなく、夜遅くまでうろつく行為、とくに盛り場を徘徊しているなど、そのまま放任すれば非行性が強くなるおそれのあるもの。
怠学	正当な理由がないのに、学校を休み、または早退する行為
不健全性行為	少年にふさわしくない性交、または性的刺激を求める性交類似行為です。 その判断に当たっては、その個々の対象についての行為の場所、時間、状態など勘案して客観的に判断しなければなりません。 例えば、桃色遊戯にふけるなどの行為
不良交友	正当な理由がなく、不良性のある人、不道德な人(犯罪経歴を有するなどにより不良性が継続していると認められる者、その行動が一般に非難され忌避される言動を有する者)と交際し、出入りが繰り返されその感化を受けるおそれがある交友

不健全娯楽	<p>法令によって、客として年少者の入場を禁止している場所にみだりに出入りする行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風俗適正化法」という）関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳未満の少年が、入場を禁止されているキャバレー、ダンスホール、パチンコ店、モーテル等風俗営業、風俗関連営業所に客として出入りすること。</li> </ul> </li> </ul>
-------	---

### (3) 少年補導のための関係機関等の役割

児童相談所	<p>児童福祉法に基づき、都道府県や指定都市に置かれる。 所長は、送致または通告を受けた児童および相談に応じた児童、または、その保護者について必要な措置をとる。</p>
家庭裁判所	<p>調査や審判の基に、保護観察・少年院送致・児童自立支援施設または児童養護施設などの保護処分を決める。 他に、指導したうえでの不処分や中間的な処分の試験観察などの措置がある。検察庁への逆送もある。</p>
少年鑑別所	<p>家庭裁判所から送致された少年を収容し監護するとともに、審判などに資するため、医学的・心理学的な心身の鑑別を8週間以内に行う。</p>
保護観察所	<p>家庭裁判所で保護処分を受けた少年や、少年院から仮退院を許された少年を補導し、善導、更正を図る。</p>
少年院	<p>家庭裁判所で送致処分を受けた少年を収容して、矯正教育をする。初等・中等・特別・医療の4種類があり、個別処遇計画に従って行う。</p>
児童自立支援施設及び児童養護施設	<p>家庭裁判所が行う保護処分で、少年の年齢や家庭環境などから、児童福祉法上の指導に委ねるのがよいと判断したとき送致される施設。少年の生活指導・職業指導、家庭に対する環境の調整などを行い自立を支援する。</p>